

# Keiei Rounmu

VOL. 158  
3 月号

北出経営労務事務所 / シナジー経営株式会社  
910-0804 福井県福井市高木中央2丁目701 ウィング高木2F

## 今月の言葉

「人に自信を持たせることが、私にできる何より重要なことだ。自信さえ持てば、人は行動を起こすからである。」(ジャック・ウエルチ)

自己肯定感を高める言葉を投げかけ、努力していることを認める。

自信から生まれる行動は、成果につながりやすい。自信に満ち溢れた組織は、輝いている。



## 【新商品リリースのご案内】

### 人財育成・評価の見える化の実現

## Me'Rize

ミライズ

ミライ を アゲろ

『Me'Rizeミライズ』とは、近年の企業課題としてあげられる『評価』『採用』『人材育成』

この3つの課題を解決するために誕生した中小企業向け「人材育成・評価ツール」です！

個人スキルを見える化し、将来進むべき姿を明確にすることで、社員のモチベーションアップ、成長につながります。結果として給与にも連動されるため、社員の成長が会社の業績向上につながる会社の未来を示したツールです。様々な業種の中小企業に導入しやすいシンプルな仕組みとなっています！

ミライズで  
業績アップ！

教育や評価制度の簡易ツール



ミライズは**経営者の悩み**を解決するために誕生しました。



## その悩みとは…

- 「いい社員が辞めない会社を創りたい」
- 「評価、給与の決め方について他社の事例を知りたい」
- 「社員のモチベーションを上げたい」
- 「社員の成長を見える化したい」

漫画の続きが見たいかたは、QRコードからもしくは

ミライズ シナジー経営 で検索！



<https://synergy.kkr-group.com/merize/>

ミライズで  
会社の未来を照らしたい方は  
こちらから⇒⇒⇒

① WEBにて

ミライズ シナジー経営

で検索

② TELにて

☎0776-58-2470

水野・北出 まで





# マイナンバーカードの 2021年3月からの健康保険証利用

全国のマイナンバーカードの交付状況は、2021年1月1日現在、全国で24.2%となっています。まだ交付率は低いものの、2021年3月からはマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、マイナンバーカードの活用が広がります。そこで、実際にマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合のメリット等を確認しておきましょう。



## 1. 健康保険証利用のメリット

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局（以下、「医療機関等」という）には、「マイナ受付」に対応しているとしてステッカーやポスターが掲示されます。そのような医療機関等では、顔認証付きカードリーダーが用意され、顔認証で本人確認と保険資格の確認が実施されます（暗証番号の入力でも可能）。これによりスムーズな受付になると予想されます。

また、医療費が高額となる時に利用できる高額療養費に関する手続きについて、マイナンバーカードの利用により、オンライン資格確認等システムで情報が取得できることになり、支払い後の高額療養費の請求や、受診前の限度額適用認定証の発行の手続きを行わずとも、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いをする必要がなくなります。

その他、マイナポータルからe-Taxに連携することになるため、医療費の領収書を保管することなく確定申告ができることとなります。

## 2. 健康保険証として利用するための手続き

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードの交付を受けた後に、利用者本人がマイナポータルで申し込む必要があります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するにあたり、会社が手続きすべきことはありません。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになるものの、健康保険証自体がなくなるわけではなく、2021年3月以降も従来通り健康保険証を使った受診が可能です。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる手続きを行った後でも、医療機関等にマイナンバーカードを持っていくことを忘れた場合等には、健康保険証を提示することで被保険者等の資格確認が行われます。

2021年3月時点で、すべての医療機関等においてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるわけではありませんが、厚生労働省は医療機関等がシステム整備を行う際の支援をしており、2023年3月末には概ねすべての医療機関等での導入を目指すこととしています。政府は今後、マイナンバーカードの機能を拡大していく予定であり、従業員から問い合わせがあった際にはメリットを説明の上、手続きを勧めてもよいでしょう。





# 66歳以上まで働ける制度のある企業は全体の3分の1に

4月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会確保の努力義務がスタートします。この改正法への対応を検討するにあたり、現在の高年齢者の雇用制度の状況について、厚生労働省が公表した令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果（以下、「結果」という）の内容を確認しておきましょう。

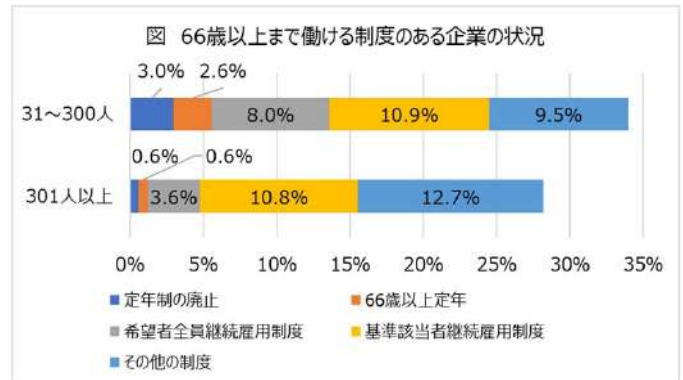


## 1.66歳以上まで働ける制度のある企業

企業には、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を厚生労働大臣に報告する義務があります。今回の結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業164, 151社についてまとめたものです。集計においては、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

まず、66歳以上まで働ける制度のある企業は54, 802社で、前年より5, 164社増加し、報告したすべての企業の33.4%を占めています。企業規模別にみると、中小企業は49, 985社で前年より4, 593社増加し、報告した中小企業の34.0%、大企業は4, 817社で前年より571社増加し、報告した大企業の28.2%を占めています。実に3分の1の企業で、66歳以上まで働ける制度があるという状況になっています。

この66歳以上まで働ける制度のある企業の状況をより詳しくみると、基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度（基準該当者継続雇用制度）または希望者全員を66歳以上まで継続雇用する制度（希望者全員継続雇用制度）を導入している割合が高くなっています（右図参照）。



## 2.70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

70歳以上まで働ける制度のある企業は51, 633社で前年より4, 975社増加し、報告したすべての企業の31.5%を占めています。これを企業規模別にみると、中小企業では47, 172社で前年より4, 427社増加し、報告した中小企業の32.1%、大企業では4, 461社で前年より548社増加し、報告した大企業の26.1%を占めています。

このように66歳以降も働ける制度のある企業は増えており、年齢に関わらず人材を活用していこうという動きがみられます。

今回、70歳までの就業機会確保の努力義務がスタートすることに伴い、定年の引上げや65歳以降の雇用について検討される企業もあるでしょう。今後、検討をされる中でお困りごとがございましたら、当事務所までご連絡ください。



## 2021年4月より変わる 36協定届の様式

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

当社では36協定を4月1日からの1年間で締結しており、届出を3月中に行う予定です。4月より36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が変更になると聞きましたが、新様式と旧様式のどちらで届け出ればよいのでしょうか？



総務部長

3月中に届出を行うのであれば、原則として旧様式を使うこととなります。今回、どちらの様式を使うのかは、届出日が改正後の労働基準法施行規則の施行日である2021年4月1日の前であるか、後であるかで判断します。



北出社労士

なるほど。届出日がポイントですね。



ただし、新様式でも届け出ることを妨げるものではないとされています。ここで、今回の新様式で変更になった点をお伝えしましょう。変更点は2点あり、1点目が押印・署名が廃止されたことで、2点目が36協定の協定当事者に関するチェックボックスが新設されたことです。



この押印・署名の廃止は、行政手続きにおいて押印廃止が進められていることの一つですね。



はい。押印・署名が廃止されますが、記名をする必要はあります。一方、36協定の協定当事者に関するチェックボックスについては、労働者の過半数代表者が適切に選任されていない状況が一部で見られることから、適切な選任となっているかを確認するために設けられました。具体的には過半数代表者が、事業場のすべての労働者の過半数を代表する者であること（※）と、管理監督者ではなく使用者の意向に基づき選任された者ではないことについて、2つのチェックボックスが設けられています。



※過半数労働組合の場合には事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合であること

なるほど。



これら2点の変更があるものの、3月中に新様式を使って届出をする場合は、このチェックボックスにチェックをする必要はありませんが、押印・署名は原則必要となります。よって今回については旧様式を使い、2022年4月からの36協定届では新様式を使う方がよさそうですね。



### 【ワンポイントアドバイス】

1. 2021年4月より36協定届の様式が変更され、押印・署名が廃止となり、36協定の協定当事者に関するチェックボックスが新設された。
2. 2021年4月1日以降の期間を対象とした36協定届は、原則として届出日が2021年3月31日までは旧様式、2021年4月1日以降は新様式を使う。





# 業務災害にもなりうる 新型コロナへの感染と 労働者死傷病報告の提出

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大が続く中、業務中に新型コロナに感染する事例が見受けられます。このようなときは、業務災害として労災保険の給付の対象となります。ここでは労災認定の事例を取り上げるとともに、業務災害として休業が発生したときに提出が必要な労働者死傷病報告について確認します。



## 1. 労災請求件数

厚生労働省が公表している新型コロナに関する労災請求件数は、2021年1月29日現在で3,836件となり、そのうち1,912件について支給決定が行われています。

これを業種別で確認すると、8割近くが医療従事者等の請求となっているものの、その他の業種でも請求が行われ、支給決定されています。

厚生労働省が挙げている労災認定事例では、飲食店店員について以下のような判断により支給決定がされています。

飲食店店員のAさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Aさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Aさんは新型コロナウイルスに

感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

このように、状況によっては医療従事者等以外であっても、業務災害として認められることがあります。

## 2. 労働者死傷病報告の提出

業務災害により休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要です。業務中に新型コロナに感染・発症して休業した場合でも同様であり、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

この際、労働者死傷病報告（様式第23号）の傷病名には「新型コロナウイルス感染による肺炎」と記入し、「災害の発生状況及び原因」欄には、感染から発症までの経緯を簡潔に記入します。また、発生日時は陽性判定日ではなく、傷病の症状が現れた日付を記入します。

会社で感染対策を十分に行っていても、特に不特定多数の人と関わるような業務では、新型コロナに感染する可能性があります。新型コロナの感染者が発生した際には、会社としても感染原因、感染経路、発症日、症状等を明確に把握するとともに、必要に応じ業務災害としての申請を行う必要があります。



# 最新データでみる 都道府県別の民営事業所数



2020年12月に、都道府県別の民営事業所（以下、事業所）数に関する最新の調査結果※が発表されました。ここではその中から、都道府県別の事業所数と増減をみていきます。

## 全国の事業所数は640万程度に

上記調査結果から、全国と都道府県別の事業所数と2016年からの増減率をまとめると、下表のとおりです。

2019年6月時点の全国の事業所数は約640万事業所で、2016年の調査結果から14.7%の増加となりました。都道府県別では、東京都が91.4万事業所で最も多く、大阪府が51.4万事業所で続いています。その他、神奈川県と愛知県も36万事業所を超えました。

一方、最も事業所数が少ないのは鳥取県で、2.8万事業所です。島根県と高知県も4万に満たない事業所数となりました。

## 増減率は全都道府県でプラスに

2016年からの増減率をみると、東京都が最も高く33.3%の増加です。大阪府と神奈川県も20%以上の増加となりました。

一方、増減率が最も低いのは新潟県で3.7%の増加、岩手県も3.8%の増加となりました。とはいえ、すべての都道府県で事業所数が2016年から増加するという結果になりました。

2021年はさらに詳細な調査が行われますが、コロナ禍の影響がどのように数字に表れるのか、気になるところです。

2019年の都道府県別事業所数と2016年からの増減率（事業所、%）

	事業所数	増減率		事業所数	増減率		事業所数	増減率
全国	6,398,912	14.7	富山県	56,293	6.9	島根県	36,909	4.0
北海道	259,247	11.2	石川県	65,403	6.7	岡山県	94,081	12.8
青森県	62,373	5.6	福井県	45,339	6.8	広島県	145,400	10.9
岩手県	61,696	3.8	山梨県	47,448	9.9	山口県	67,529	7.6
宮城県	111,185	9.0	長野県	115,016	6.6	徳島県	40,356	9.0
秋田県	51,473	4.1	岐阜県	106,091	5.7	香川県	52,433	9.5
山形県	58,836	4.0	静岡県	189,862	8.6	愛媛県	70,499	8.1
福島県	94,820	7.6	愛知県	363,784	12.7	高知県	38,441	6.1
茨城県	128,847	9.2	三重県	84,623	6.6	福岡県	260,232	16.7
栃木県	93,113	5.4	滋賀県	63,832	12.7	佐賀県	40,291	5.7
群馬県	100,536	9.3	京都府	138,744	16.9	長崎県	67,725	7.2
埼玉県	284,566	13.4	大阪府	513,797	21.6	熊本県	85,857	15.9
千葉県	230,763	17.4	兵庫県	253,169	13.9	大分県	60,356	10.9
東京都	913,912	33.3	奈良県	55,545	15.2	宮崎県	56,226	6.8
神奈川県	369,446	20.2	和歌山県	54,434	12.9	鹿児島県	82,796	7.2
新潟県	119,194	3.7	鳥取県	27,736	4.9	沖縄県	78,658	16.3

総務省「令和元年経済センサス-基礎調査」結果より作成

※総務省統計局「令和元年経済センサス-基礎調査 調査の結果」

一部産業の個人経営事業所を除く事業所を対象に、2019年6月から2020年3月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/kekka.html



# テレワークではどのような業務を行っているのか



2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発出されました。企業に対して、改めてテレワークの推進が求められています。ここでは2020年10月に発表された調査結果※から、企業がテレワークで行っている業務や今後テレワーク化したい業務などをみていきます。

## メールや会議の利用割合が高い

上記調査結果から、テレワークで行っている具体的な業務・実施方法と、新たにテレワーク化したい・利用を拡大したい（以下、始めたい・拡大したい）具体的な業務・実施方法の割合をまとめると、下表のとおりです（カッコ内の数字は回答数）。

企業がテレワークで行っている具体的な業務・実施方法では、会社メールの利用が85.9%で最も高くなりました。Web会議ツール（画像、音声）の利用や、スケジュール等の確認なども60%を超えています。

## 会議のテレワーク化推進が50%超に

テレワークを行っている企業や導入予定の企業等が、始めたい・拡大したい具体的な業務・実施方法では、Web会議ツール（画像、音声）の利用が、50%を超えました。必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等にアクセスして参照が42.1%で続いています。

企業がテレワークを導入しない最大の理由は、適した仕事がないことですが、テレワークを行っている企業でも、一部の従業員が行っている場合も多い状況です。まずは、できるところから始めることも大切でしょう。

テレワークで行っている/新たにテレワーク化したい・テレワーク利用を拡大したい業務・実施方法（複数回答、%）

具体的な業務・実施方法	行っている (1,569)	始めたい・拡大 したい (1,308)
会社メールの利用	85.9	39.8
Web会議ツール（画像、音声）の利用	67.8	55.0
スケジュール等の確認	66.5	37.5
必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等にアクセスして参照	64.6	42.1
テレワーク端末でインターネット閲覧	54.5	24.0
ファイルサーバや社内ポータル等の情報を外部から更新（ファイルの差し替え等）	46.3	32.7
チャットツール（文字）の利用	43.8	22.9
テレワーク端末内でローカル作業（必要な社内情報は事前に端末に保存）	40.1	25.4
チャットツール（ファイル共有）の利用	36.8	22.9
音声通話（チャット/IP電話等）の利用	36.1	21.9
申請処理等のワークフロー処理を外部から実施	31.3	35.5
必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等からダウンロードして端末に保存	30.7	19.3
社内システムの管理・メンテナンスを実施	23.3	27.3
その他	5.7	11.4

総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」より作成

※総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」

全国の従業員数10人以上の企業3万社を対象に、2020年7～8月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/cybersecurity/telework/



## 今月のお知らせ

健康・介護保険料率が改定されます	健康・介護の保険料率が、令和3年3月分（4月納付分）から変更となります。 【福井県】健康保険：9.98% 介護保険：1.80%（折半前） ▼保険料額表はこちら <a href="https://00m.in/DhZHm">https://00m.in/DhZHm</a> ※給与計算時にはご注意ください。
雇用保険料率と労災保険料率	令和3年度の雇用保険料率に改定はありません。（令和2年度と同じ） 令和3年～5年度の労災保険料率についても令和2年度からの変更がありません。労災保険料率はそれぞれの業種の過去3年間の災害状況を考慮して、原則3年ごとの見直しがあります。 雇用保険・労災保険料率ともに、今年度は昨年度から変更なしの据置きとなりました。
雇用調整助成金の特例措置が延長されます	令和3年2月28日までを期限に雇用調整助成金の特例措置がありましたが、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長となりました。特例措置より助成率及び上限額の引き上げも継続で、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当のうち最大10/10が助成されます。（中小企業のみ）
同一労働同一賃金の施行	中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日からです。 雇用形態ごとの待遇の違いについて不合理な差がないようにしていく必要があります。 ※待遇とは・・・基本給・賃金のほか、休暇や福利厚生等を含めた待遇全般を指します。



皆様こんにちは!!新企画が始まり、第3弾となる「私、〇〇をしてみました。」は、事務所でNo.1のメガネ好き小林による・・・

「オススメのメガネショップを紹介してみました♪」です!

現在、日本でメガネを使用している人口の割合は約7,000万人と言われております。

少なくとも2人に1人はメガネを使用しており、私もメガネ愛用者の1人です。

先日メガネを買いに行ってきたので、その時の様子をお届けします(^^)v

「ちょうどメガネを買おうと思っていた!」という方には今限定のお得な情報もあるので、是非読んでいただけたらと思います。



### 私のオススメショップ

全国のメガネ生産シェア9割以上をほこる鯖江市・・・

そんな鯖江市にそびえ立つ

『MEGANE MUSUEUM』を皆さんご存じでしょうか。

館内では様々なメガネが販売されているだけではなく、メガネの歴史が学べる博物館や、なんと自分でメガネが作れる工房などもあり、メガネ好きにはたまらない施設なんです!

県外からも多くの著名人が来ており、サインや写真も沢山飾られています。



### ショップ・博物館・工房を楽しむ!

館内の造りはいたってシンプルです!

入館して左に行くと博物館、真っすぐ進むと工房、右に曲がるとショップに行けるようになっております。そして、気になる入館料は一切かかりません!

「ちょっとメガネを見に行きかな」というぐらいの気持ちで入ることができますよ!

メガネは13世紀中ごろで、最初は拡大鏡(ルーペ)のようなものを本の上に直接乗せて使用していたところを起源に、今のかたちへ発展したと言われています。

博物館内には昔のメガネが展示されていたり、当時の工作道具なども実際に見ることができるので、改めて今当たり前に「メガネでお洒落を楽しむ」ということができることに感謝の気持ちがこみあげてきます・・・(#^^#)

メガネショップは撮影禁止となっていたので写真を撮影できなかったのが残念ですが、お洒落なメガネが沢山ありオススメなので是非直接足を運んでいただけたらと思います。今までに「こんなデザインがよかったらな・・・」と欲している店舗を巡って探すけど、「あとちょっとがこうだったらいいのにな・・・」というところで購入しなかったという経験はありませんか? 私はここに行くたびそんな悩みから解放されます。厳選されたフレームが多く販売されているので、きっとお好みのメガネに出会えること間違いなしです!

自分好みのメガネが見つかった時は何ともいえない嬉しい気持ちになります(^^)v 皆様にもお気に入りの一本が見つかることを願っています。

コロナ禍でマスクをしているとメガネが曇ることがよくありますよね(;v;) 薬局などで販売している、こちらの商品をシュッシュとスプレーするだけで、曇りがなくなるのでオススメです!



冬のオススメアイテム



### 今なら使える割引制度

現在は、コロナ禍で国や県からいろいろな助成金がありますが、メガネ購入時に使える割引制度が2つあるのでご紹介します。

★その1・・・ふく割 福井県が出している助成制度でアプリをダウンロードして、購入時に見せるだけで1,000円～3,000円offに!

★その2・・・LINEペイ 鯖江市が出している助成制度で、購入した場合に3,000ポイントもらえます!

※気になった方は「ふく割」「めがね産地 LINEペイ」で検索を! どちらも数に限りがあるのでご注意ください。是非この機会に!